

教育委員会定例会日程

令和 8 年（2026 年） 1 月 28 日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 報告事項

（1）市議会 12 月定例会の概要について【資料配布のみ】

（資料 1 教育部・文化部）

5 議事

日程第 1

議案第 1 号

小田原市の教職員の働き方改革に関する指針の改定（小田原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定）について

（教育指導課）

日程第 2

議案第 2 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

（教育指導課）

日程第 3

議案第 3 号

市議会定例会提出議案（令和 8 年度小田原市一般会計予算）に同意することについて【非公開】

（教育部・文化部・青少年課）

日程第 4

議案第 4 号

市議会定例会提出議案（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】

（保健給食課）

日程第 5

議案第 5 号

市議会定例会提出議案（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】

（保健給食課）

6 閉 会

市議会 12月定例会の概要について

令和7年12月定例会日程

第 1 日目	11月28日	金	・ 補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明 (一般質問通告 締切 午後5時)
第 2 日目	11月29日	(土)	(休 会)
第 3 日目	11月30日	(日)	(休 会)
第 4 日目	12月 1日	月	(休 会) (議案関連質疑通告 締切 正午)
第 5 日目	12月 2日	火	(休 会)
第 6 日目	12月 3日	水	・ 質疑、各常任委員会付託、陳情等付託
第 7 日目	12月 4日	木	(休 会) 総務常任委員会
第 8 日目	12月 5日	金	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日目	12月 6日	(土)	(休 会)
第10日目	12月 7日	(日)	(休 会)
第11日目	12月 8日	月	(休 会) 建設経済常任委員会
第12日目	12月 9日	火	(休 会)
第13日目	12月10日	水	(休 会)
第14日目	12月11日	木	(休 会) (委員長報告書検討日)
第15日目	12月12日	金	・ 各常任委員長審査結果報告・質疑・討論・採決 ・ 陳情等審査結果報告・質疑・討論・採決 ・ 一般質問
第16日目	12月13日	(土)	(休 会)
第17日目	12月14日	(日)	(休 会)
第18日目	12月15日	月	・ 一般質問
第19日目	12月16日	火	・ 一般質問
第20日目	12月17日	水	・ 一般質問
第21日目	12月18日	木	・ 一般質問

質問順 1 6番 栗畑寿一朗

- 2 小田原の教育の充実について
 - (1) 教員の働き方改革と教育の質の確保について
 - (2) 専門性を高める仕組みづくりについて
 - (3) 地域・企業との協働について
 - (4) 地域とともに育む教育について
 - (5) ステップアップ調査について

質問順 6 18番 武松 忠

- 1 小田原城南曲輪の二重櫓について
 - (1) 南曲輪の現状について
 - (2) 古写真の評価と整備について

質問順 7 24番 大川晋作

- 1 小田原市の妊娠期から子育て期の支援について
 - (4) 小学生・中学生・高校生の支援について
- 2 小田原市の子育て世代への経済的支援について
 - (4) 小学生・中学生・高校生に対する経済的支援について
- 3 学校給食における地場産物や有機農産物の活用促進について
 - (1) 地域資源の活用について
 - (2) 地域での食育の推進について
 - (3) 有機農業の拠点創出と拡大化について
 - (4) 給食の無償化における市の費用負担について

質問順 8 9番 中野正幸

- 3 本市の小中学校における英語力を育む環境の充実について
 - (1) 本市の小中学校における英語力の現状について
 - (2) 外国語指導助手（ALT）派遣事業の効果と課題について
 - (3) オンライン英会話の導入について

質問順 10 20番 荒井信一

- 2 地域文化振興施策の推進について
 - (1) 民俗芸能の保存・継承に向けた支援強化について

質問順 11 7番 角田真美

- 3 市立小中学校の屋内運動場について
 - (1) 空調の整備について

質問順 12 19番 金崎 達

- 3 市内フリースクールについて
 - (1) フリースクール等の学校外教育の役割について

- (2) フリースクール等の学校外での学習の質の確保及び学習の成果の評価について
- (3) フリースクール等と学校、市教育委員会との連携について
- 4 不登校児童生徒の健康診断について
 - (1) 本市の不登校児童生徒の健康診断未受診の状況について
 - (2) 学齢期末受診のリスクについて
 - (3) 不登校児童生徒の校外健診について

質問順 13 23番 杉山三郎

- 2 小田原城址公園の魅力向上について
- (3) 全面芝生化について

質問順 15 21番 鈴木敦子

- 1 子どもたちの育つ環境にかかる諸課題について
 - (1) 教育の場での課題等について
 - ア ICTの活用について
 - イ 小田原の特色を生かした教育について
 - ウ 学校と地域の連携について
 - エ 新しい学校づくりについて

質問順 16 11番 寺島由美子

- 1 本市の障がい福祉について
 - (2) 公共施設やイベントでの障がいのある方への合理的配慮について
- 2 学校図書館の電算化と学校司書の配置について
 - (1) 学校図書館の電算化について
 - (2) 学校司書の配置と業務について

質問順 17 12番 稲永朝美

- 1 生活保護行政について
 - (3) 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障について
 - ア 「いのちのとりで裁判」の最高裁判決について
- 3 まったうな市政への立て直しについて
 - (1) 旧生涯学習センター豊川分館・旧豊川市民集会施設の現地再配置等について

質問順 18 2番 城戸佐和子

- 2 小田原市のデジタル政策について
 - (3) 児童生徒のデジタルデータ管理について
 - (4) GIGAスクール構想について
- 3 小田原市の給食事業について
 - (1) 市立小中学校の給食について
 - (3) 公益財団法人神奈川県学校給食会との連携について

質問順 19	27番	加藤仁司
--------	-----	------

- 1 学校施設管理包括委託について
- (1) 学校施設管理包括委託の可能性について

質問順 21	13番	北森明日香
--------	-----	-------

- 2 学校給食について
- (1) 本市の考える無償化の在り方について
- (2) 段階的無償化の実現について
- 4 市有地の利用について
- (1) 小田原交通安全協会の建物等の寄附採納について

質問順 22	25番	清水隆男
--------	-----	------

- 3 教育の充実について
- (1) スクールロイヤールの導入について
- (2) インクルーシブ教育の推進について
- (3) 小中学校の年間授業時数について

※一般質問(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
栗畑 寿一朗 議員	教員の働き方改革と教育の質の確保について	教育長	教育委員会として、形式的な「削減のための削減」ではなく、実質的な業務改善に向けた指導・検証をどのように行っているのか伺う。	働き方改革は、教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りとやりがいを持って職務に従事できるよう環境を整備することで、学校教育の充実につなげるものである。 本市では、市立小中学校における教職員の勤務時間を客観的に把握することを目的として、在校等時間管理システムを運用している。 取りまとめた情報は、毎月学校にフィードバックし、業務分担の見直しや管理職との面接等に有効活用している。
		教育長	働き方改革と授業の質の両面における差をどう把握し、全市的な底上げをどう進めているのか伺う。	本市では、令和2年3月に「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」を策定し、持続可能な学校運営と小田原市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行なえる環境の整備に努めている。 現在は、この指針の改定に着手しており、令和8年3月からの新指針のスタートに併せて、業務量管理・健康確保措置実施計画も策定し、働き方改革と授業の質の底上げを推進していく。
		教育長	若手教員の離職やメンタル不調について、働き方改革の効果や課題をどのように把握しているのか伺う。	校長会代表、教職員代表、医師、教育委員会で構成する小田原市立学校教職員衛生委員会では、「教職員の働き方改革の取組について」を活動テーマに設定し、令和7年度はウェルビーイングの向上を重点に協議をしている。 若手教職員はもちろん、あらゆる世代の教職員が身体的、精神的、社会的に良い状態で仕事を進められるよう、各学校での取組を共有し、「衛生委員会だより」として全教職員に向けて発信している。 また、校長に対して定期的に行うヒアリングでも、若手教員のメンタルの状態について聞き取り、状況把握に努めている。
	専門性を高める仕組みづくりについて	教育長	授業改善・授業研究・研修など、教員の学びを支える体制を小田原市としてどのように強化しているのか伺う。	各校で行っている校内研究会では、指導主事が参加し授業改善や研究の取組などについて指導助言を行っている。 教員研修支援事業では、校内研究会に大学教授などの専門家を講師として招聘したいという学校の要望に応えるために謝礼の補助を行っている。 その他、他校の校内研究に参加できる仕組みづくりや若手教員のためのパワーアップ研修などを行い、教員が自己研鑽を進められる環境の整備に努めている。
		教育長	オンライン研修の活用や大学・企業との連携など、教員が新しい知見に触れる機会を広げる考えはあるか伺う。	そのため、講師依頼における選択の幅が広がり、令和7年度の教職員向け研修会「おだわら未来学舎」ではオンラインの活用により130人を超える参加者の回があるなど、新しい知見に触れる機会につながった。 教育委員会としては、オンラインを活用した講座を積極的に取り入れることで、教職員が無理なく自己研鑽を進められる仕組みづくりの強化を図っていきたいと考えている。
		教育長	若手とベテランが互いに学び合う「協働的な研修文化」を、小田原市としてどのように醸成していくのか伺う。	様々な経験年数の教職員が互いに学ぶ場として、各校における校内研究会がある。 校内研究会においては、指導主事が各教職員の強みや個性を生かし、実りある研究につながるよう指導や助言を行うなど、経験と知識を相互に交換し、世代間で学び合う環境づくりに努めている。
	地域・企業との協働について	教育長	様々な人材の活用状況について、市として現在十分だと考えているか。また、今後の拡充計画と財源確保の考え方はどうか。	本市では、市費で任用するICT支援員や部活動指導員、個別支援員などに加えて、県費で任用するスクール・サポート・スタッフやスクールカウンセラーなど、多様な人材が学校に配置されているが、残念ながら十分ではない状況にあると認識している。 学校や児童生徒の多様なニーズに応えるために、さらなる拡充が必要であり、補助制度の拡大等を引き続き国や県に要望するとともに、持続可能な仕組みづくりを検討していく。
		教育長	企業や大学の専門家を講師として招くなど、脱・自前主義の取組をどのように広げていくのか。	学校教育に企業や大学の専門家等の外部人材を活用することで、児童生徒の中に、多様な関わり合いや他者との協働の機会が生まれ、関わる力が育まれることは認識している。 また、教員にとっても学びを広げるうえで、大きな刺激になる。 今後も、学校からの要望に応じて、多様な外部人材の活用を推進していく。
	地域とともに育む教育について	教育長	地域と学校との協働を、「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ発展させるための方策について伺う。	現在、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会を中核として、学校と地域が連携し、登下校時の見守りや学校環境整備、地域資源を活用した体験活動など、「地域とともにある学校」に向けた活動を実施している。 今後、「新しい学校づくり」を推進していく中で、学校運営協議会の充実のほか、学校と地域との連携がより充実するような仕組みや施設づくりを進め、地域全体で子どもたちの成長を支えるための環境を整備していく。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
栗畑 寿一朗 議員	地域とともに育む教育について	教育長	退職教員、企業OB、大学生、専門職などを登録し、学校とつなぐ教育人材バンクの創設を検討しているか。	各学校では、総合的な学習の時間等において協力を得られる地域人材の一覧等を作成している。それらは各学校の実情に応じて作成、活用されているものであり、現時点では、教育委員会として情報を取りまとめて、いわゆる「教育人材バンク」のようなデータベース機能を創設する予定はない。
	ステップアップ調査について	教育長	現場の先生方から寄せられている負担感について、教育委員会はどのように把握し、どのような改善策を講じてきたのか伺う。	当該調査にかかる教職員の負担感については、調査日の学校訪問や、活用研修での学校訪問等でヒアリングを行い把握している。令和7年度の調査実施に際しては、令和6年度実施後における学校からの要望を受けて、学校質問調査の中止、調査実施日等におけるICT支援員の派遣、児童生徒への説明動画の提示を学習用端末でできるようにするなどの改善を行った。
		教育長	比較を目的としていないこの調査が、結果的に“ランキング化の感覚”を生んでいることについて、どのように認識しているか、子どもたちへの心理的影響にどのように配慮しているのか伺う。	結果に表示された「学力レベル」は他との比較ではなく、昨年度の自分と比較する指標であるという理解が大切であり、教員には活用研修において、子どもへのフィードバックに生かすよう説明している。また、子どもたちが前向きに結果を捉えられるよう、返却時にはその子の学び方の長を生かした学習方法や頑張りを認めたアドバイスをすることを伝えている。保護者あての案内等では、学力の伸びる時期や伸びの有無には個人差があることなどを伝えている。
		教育長	現場負担や子どもへの影響が大きいまま、全小中学校で継続することが本当に望ましいのか、縮小・実施学年の見直し・休止等の選択肢も含め、改めて検討する考えはあるのか伺う。	ステップアップ調査は、全校実施3年目となる令和8年度調査の結果を分析することで、効果検証ができるものと考えている。その際には、調査実施の継続、縮小、実施学年の見直し等の実施形態の検討や負担軽減への配慮等について検証していく予定である。
大川 晋作 議員	小学生・中学生・高校生の支援について	教育長	小学生、中学生、高校生に対して取り組んでいる支援とその効果について伺う。	教育委員会では、おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにー」において、一人一人の教育的ニーズに対応できるよう小中学生やその保護者等を対象に教育相談を行っている。教育相談を受け、保護者や学校、専門機関等と連携しながら、必要な支援を提供できるようにしている。
	小学生・中学生・高校生に対する経済的支援について	教育長	小田原市が実施している小学生・中学生・高校生に対する経済的支援について伺う。	経済的に困窮している小中学生の保護者に対しては、就学援助制度により学用品費や修学旅行費などについて支援を行っている。また、特別支援学級等に在籍している児童生徒の保護者に対しては、特別支援教育就学奨励費制度により学用品費や修学旅行費などについて支援を行っている。高校生については、高等学校等奨学金制度により奨学金の支給を行っている。
	地域資源の活用について	教育長	学校給食における地場産物の活用の取組について伺う。	地場産物を活用した献立として、かます棒・梅丸ラーメン・おだわらっこおでんなどの「小田原献立」を実施しており、特にかまぼこを使用したメニューは「かまぼこ献立」として小田原ならではの献立作りを推進している。また、下中玉ねぎ・里芋・みかんなどの旬の農産物や練り製品・干物などの水産加工品、小田原の海で獲れたサバ・カマス・サバフグといった水産物を積極的に使用することで、地場産物の活用に取り組んでいる。
	地域での食育の推進について	教育長	地域での食育の推進における、本市の学校給食での取組について伺う。	地域食文化の継承の取組として、地場産の農水産物を積極的に活用した献立とするとともに、和食普及の取組として、郷土料理や行事食の実施、木製汁椀での汁物の提供、「和食の日」に合わせた献立の作成などを行い、あわせて栄養士による食に関する指導を実施することで、食育を推進している。また、献立の工夫や給食指導により残菜を減らす、フードロス削減の取組なども行うことで、児童生徒へ食に関わる人への感謝の気持ちを育むとともに食に関する関心を高めている。
	給食の無償化における市の費用負担について	市長	地産地消を含む給食の質の向上にも費用を要するが、国からの交付金以上の金額がかかる場合の市の対応について伺う。	国による給食の無償化については、自民党、公明党、日本維新の会の実務者による協議が開始されており、国の令和7年度補正予算案において、無償化を円滑に実施するため、給食費を含む学校徴収金の公会計化等推進の補助事業が計上された。しかし、無償化そのものの制度設計や工程などは未だ示されていない状況であり、交付金との差額が出るか否かについても未だ明らかにされていない。引き続き、国の動向に注視し情報収集に努めるとともに、国の制度が定まった時点で、財政状況を踏まえ適切な判断を行う。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
中野 正幸 議員	本市の小中学校における英語力の現状について	教育長	本市の児童生徒の英語力の到達度についてどのように把握・認識しているのか、また課題をどのように整理しているのか伺う。	小学生対象の調査等は行っていないが、中学生を対象にした令和6年度の調査では、実用英語技能検定3級相当といわれているC E F R-A 1 レベル相当を達成した本市の中学3年生の割合は48.1パーセントであり、この数値は年々増加している。 令和5年度に実施した全国学力・学習状況調査において、本市の中学3年生は、「聞くこと」と「話すこと」に課題が見られ、「必要な情報に着目して聞くこと」や「即興で意見や気持ちなどを伝え合うこと」についての指導が必要と分析している。
	外国語指導助手（A L T）派遣事業の効果と課題について	教育長	外国語指導助手（A L T）派遣事業の効果と課題について伺う。	本事業は、生きた英語を活用し、海外の文化を体感する学習活動を通して、児童生徒の英語のコミュニケーション能力を育成することを目的とするものである。 中学生対象の文部科学省の調査に基づく分析では、A L Tの授業内での活動は英語力に効果があるとされており、本市においても児童生徒の英語力向上に寄与しているものと考えている。 学校からは、A L Tによって授業の進め方に違いがあることや、A L Tが交代した際の引き継ぎの仕方について意見が出ることもあり、課題として捉えている。
	オンライン英会話の導入について	教育長	オンライン英会話の導入について伺う。	オンライン英会話を提供している事業者が複数あることは承知をしているが、本市としてオンライン英会話を導入することは考えていない。
角田 真美 議員	空調の整備について	教育長	視察等をした他自治体の導入事例はどのようなものがあるのか伺う。	令和7年6月から9月にかけて、先行して屋内運動場の空調整備を行った複数の自治体への視察を行った。 また、10月の所管事務調査に伴う秦野市立末広小学校への視察にも担当職員を同行させていただいた。 視察した導入事例としては、秦野市でも採用された空気を入れ替えながら短時間で冷房を効かせる方式、一般的な電気式のエアコンを設置し、徐々に冷房を効かせる方式、スポット型のエアコンを体育館のフロアに置く方式などがあった。
		教育長	令和8年夏までに、小中学校1校ずつでも先行導入できないか、見解を伺う。	屋内運動場における暑さ対策は極めて重要な課題であり、防災対策の面からも、可能な限り早急に対応する必要がある。 既存の屋内運動場への空調の整備については、先行して整備している複数の自治体への視察の結果等を踏まえ、現在、設置機器や整備手法の検証・分析を行っている。 「新しい学校づくり」の進捗や国の経済対策の動向等を見極めながら、財源、スケジュール等を総合的に勘案し、先行導入も念頭に置きながら、可能な限り速やかに整備に着手できるよう、検討を進めている。
金崎 達 議員	フリースクール等の学校外教育の役割について	教育長	フリースクール等の学校外教育の役割と必要性について、市教育委員会の考えを伺う。	フリースクール等の民間施設は、不登校児童生徒にとって、学習や生活面の支援を受けられる、学校以外の新たな居場所としての役割を担っていると捉えている。 また、児童生徒の発達段階に応じた学習や少人数での体験活動など、多様な学びの場となっており、安心できる居場所として、児童生徒や保護者にとって必要な場所であると考えている。
	フリースクール等の学校外での学習の質の確保及び学習の成果の評価について	教育長	フリースクール等の学校外での学習の質の確保や成果の評価について、教育委員会はどのように考えているのか伺う。	フリースクール等は独自の教育理念に基づき、個に応じた学習や体験活動などを中心に多様なニーズに対応した取組を行っていると把握している。 そのため、学習内容やカリキュラム等は、フリースクール等の自主的な判断となっている。 なお、フリースクール等については、令和7年9月に策定した「小田原市における不登校児童生徒が通う民間施設等についてのガイドライン」に、連携するうえで留意すべき点を示しているが、その活動等について、教育委員会として評価をするものではないと考えている。
		教育長	フリースクール等を利用している児童生徒の進級や進学についてどのようにしているのか伺う。	市立小中学校に在籍し、学校とフリースクール等が出席状況などについて連携することで、進級や進学を認めている。 中学校卒業後の進路については、様々な選択肢の中から、一人ひとりに合った進路選択ができるように各中学校で指導を行っている。
	フリースクール等と学校、市教育委員会との連携について伺う。	教育長	フリースクール等と学校、市教育委員会との連携について伺う。	教育委員会では「小田原市における不登校児童生徒が通う民間施設等についてのガイドライン」に基づき、学校や教育委員会、保護者がフリースクール等と円滑に連携できるよう取り組んでいる。 また、年2回、登校支援関係機関連絡会を開催し、フリースクール等民間施設と情報交換する機会を設けるなど、連携を図っている。 学校は児童生徒の様子について、活動報告書や電話等により、フリースクール等と直接、情報共有を行うなどしている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
金崎達議員	本市の不登校児童生徒の健康診断未受診の状況について	教育長	不登校児童生徒の健康診断未受診の状況について伺う。	学校における健康診断は学校保健安全法に基づき実施しており、受診状況は各学校で把握している。 健康診断を受診しなかった児童生徒には、学校医の医療機関を受診するよう、学校から案内をしており、児童生徒から受診結果を学校に報告していただくことで、受診状況の把握をしている。 教育委員会では、全児童生徒の健康診断の受診率は確認しているが、未受診者が不登校児童生徒であるかどうかについては、学校において把握している。
	学齢期末受診のリスクについて	教育長	学齢期末受診のリスクについて、市教育委員会の考えを伺う。	健康診断で検査する口腔疾患、骨格異常、生活習慣病等は成長とともに重篤な状況となることがあり、学齢期の健康診断未受診により、疾病の予兆が見過ごされ、成長につれて重症化するリスクがあることから、早期に発見し、早期治療へ繋げることが重要である。
	不登校児童生徒の校外健診について	教育長	不登校児童生徒の校外健診について、市教育委員会の考えを伺う。	不登校児童生徒が健康診断を受診するにあたり、時間を変えることや、学校以外で受診するなど、他の児童生徒と会うことなく受診できるよう、配慮が必要であると考えます。 本市では、学校医の医療機関において健康診断を受けることができ、学校からも対象者とその保護者に、手紙や電話、場合によっては御家庭を訪問し、健康診断を受診するよう伝えている。 今後とも、児童生徒や保護者に寄り添い、健康診断を何らかの形で受診していただきたいと考えている。
鈴木敦子議員	ICTの活用について	教育長	ICT活用の現状と課題について伺う。	市内の小中学校では一人一台端末と高速大容量ネットワーク等の整備が完了しており、ICTを活用した教育活動を行っている。 教育委員会では、教職員向けにICT活用研修会等を開催し、各学校で効果的な活用が推進できるよう後押ししている。 学校によって活用の程度に差があることや、児童生徒が適切に活用できるよう指導していくことを課題として捉えており、改善に向けて引き続き取り組んでいく。
		教育長	デジタル教科書を含め、ICTを活用した学習がますます広がるのが予想される中で、紙媒体による学習も重要であると考えるが、見解を伺う。	ICTは、学びの重要な手段の一つであり、児童生徒が適切に活用することができるよう指導していくことが必要である。 教育ツールとしてのICTの役割が増したとしても、紙媒体等によって知識の定着を図る従来型の学習も大切である。 学習の目的や児童生徒の発達段階などを踏まえ、それぞれのよさを生かしながら、様々な手段を組み合わせることで教育活動を行うことが重要だと考えている。
	小田原の特色を生かした教育について	教育長	郷土の偉人を取り上げた学習の実施状況について伺う。	本市では、郷土を愛する心を育てるとともに、自己の生き方の一助とするために、毎年、小学校4年生で二宮尊徳学習を行っている。 尊徳記念館や二宮尊徳ゆかりの地を訪ねたり、講師を招いたりした学習も実施されており、学習の成果物は市役所ロビーや尊徳記念館に展示している。 また、探究的な学習の中で、児童生徒の興味関心に基づき、荻窪用水の工事に携わった川口広蔵など、各地域の発展に尽力された偉人について学んでいる学校もある。
		教育長	小田原ならではの地産地消や学校農園の活用等、給食の質の向上を図るべきと考えるが、見解を伺う。	国の基準に基づき食材の安全性と栄養バランスの維持が図られた給食を提供することはもとより、積極的な地場産物の活用や3品献立を提供し、引き続き、献立の充実に取り組んでいく。 また、地場産物や学校農園で収穫された農作物を給食で提供する際には、給食時間に放送で紹介するなど、給食が「生きた教材」となるよう、引き続き努めていく。
	学校と地域の連携について	教育長	学校運営協議会の現状について伺う。	学校運営協議会は、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちのより良い教育の実現に取り組むもので、本市では令和6年度に全小中学校に設置が完了した。 各校においては、登下校の見守りや学校環境整備、特色ある体験活動や課外活動の企画など、学校・家庭・地域をつなぐ様々な活動に取り組んでいる。 また、教育委員会では、研修会等を通じ、主体となる委員の意識醸成を図り、学校運営協議会のさらなる活性化に取り組んでいる。
	新しい学校づくりについて	教育長	新しい学校づくりにおいて、小規模特認校の成果をどのように生かしていくのか伺う。	片浦小学校において、平成24年度から小規模特認校制度を導入し、市内全域から児童を受け入れている。 同校独自の取組としては、外国語教育の充実や金管バンドの活動のほか、地域と連携した農業や漁業、伝統文化の体験等、地域資源を活用した特色ある教育活動を数多く展開している。 市内全域から集まった児童を主体とした、地域資源を活用した特色ある教育活動を小規模特認校の成果と捉え、「新しい学校づくり」の重要な柱である「学校と地域との連携」に反映させていく。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木敦子議員	新しい学校づくりについて	教育長	学校再配置後の跡地活用について、どのように検討していくのか伺う。	学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、広域避難所や地域コミュニティの活動拠点でもあるが、少子化や財政負担等の面から、現況と同じスペックで維持・更新していくことは難しい。 学校再配置後の跡地活用については、避難所機能や地域コミュニティ機能の確保、まちづくりや民間事業者との連携等、広範な視点から、教育委員会に留まらない全庁的な検討体制を構築し、地域特性に配慮し、個別具体的に検討・調整する必要がある。 「新しい学校づくり検討委員会」からも、跡地活用を含めた本事業の推進には全庁的な推進体制が重要、との意見が示されている。
寺島由美子議員	学校図書の電算化について	教育長	学校図書館の電算化の目的とその現状をどのように把握しているのかについて伺う。	平成24年度から学校図書館の蔵書データベース化に向けてバーコードを購入し、蔵書にバーコードを貼付している。 データベース化の当初の目的は、図書の検索や貸出及び返却処理、蔵書の管理等を容易にし、児童生徒や教職員が学校図書館を利用しやすくなるよう、環境整備の向上を図ることであった。 現状は、校務ネットワークを活用して蔵書をデータで管理し、学校間で共有できる環境であるが、バーコードを利用したシステムについては、一斉導入できていない。
	学校図書の電算化について	教育長	学校図書館の電算化の今後の見通しや方向性について伺う。	バーコードを利用したシステムの導入は、蔵書管理や児童生徒への貸出及び返却の効率化等、学校図書館の環境整備の向上を図るうえで有効であることは理解している。 学校図書館の電算化については、他自治体の状況等を参考にしながらシステムの導入等を検討していく。
	学校司書の配置と業務について	教育長	学校図書館の実態や学校司書の働き方について、市としてどのように把握しているのか伺う。	各校の学校図書館の実態や学校司書の働き方等については、学校司書連絡会や学校司書研修会の中で実施する情報交換の際に、学校司書から話を伺っている。 また、学校司書が毎月学校を通じて教育委員会に提出する業務報告書やアンケート等により、業務内容や意見、各校の課題等を把握している。
	学校司書の配置と業務について	教育長	学校司書の業務が週2日の勤務時間に見合ったものと認識しているか伺う。	学校司書の業務は、利用者に対する読書相談や教職員と連携した児童生徒への学習支援、書架の整理及び蔵書管理等、多岐にわたっている。 学校図書館運営を充実させていくには現在の勤務時間では十分でないと認識しているが、業務の中で読書相談と児童生徒への学習支援に重点的に取り組むことや、司書教諭や学校図書館担当教員、図書ボランティア等と連携、協力しながら業務を遂行する等、工夫して取り組んでいる。
稲永朝美議員	学校司書の配置と業務について	教育長	業務量と勤務時間のバランスについて、今後どのように見直すのか見解を伺う。	学校司書に求めている学校図書館運営業務を十分に遂行するためには、現在の勤務時間等を見直す必要がある。 現在任用している学校司書の意向も踏まえ、今後学校司書の配置時間の拡充等について検討していく。
	旧生涯学習センター豊川分館・旧豊川市民集会施設の現地再配置等について	教育長	給食センター大会議室の床面積とその工事費について伺う。	床面積は、175平方メートルになる。 また、工事費は、設計の段階で既に大会議室は組み込まれているため、大会議室部分の費用を正確に算出することはできないが、最終的な事業費を大会議室の床面積で按分すると、概ね1.8億円となる。
城戸佐和子議員	児童生徒のデジタルデータ管理について	教育長	学習用端末における学習履歴とインターネット閲覧履歴の取扱いについて伺う。	デジタルドリルの活用履歴や、児童生徒が課題として作成したスライドファイルなどの学習履歴は、必要に応じて、教員が評価や指導に活用している。 インターネット閲覧履歴を教員が閲覧することはできず、システム管理者のみが確認可能となるが、日常的な運用でシステム管理者が内容を確認することはない。
	GIGAスクール構想について	教育長	児童生徒がデジタル教材等で学習したことによる、健康面への影響の分析について伺う。	デジタル教材等で学習したことが、児童生徒の健康面に直接どのような影響を与えるかについて、分析はしていない。 健康面への配慮は国の指針に基づき行っており、学習用端末を使用する際の姿勢や目との距離、長時間の連続使用を避けることなどについて、学校と家庭で協力しながら指導している。 また、23時から翌朝4時までは学習用端末を使用できない設定とし、家庭に持ち帰った際の深夜の過度な利用を制限している。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
城戸 佐和子 議員	GIGAスクール構想について	教育長	ICTを活用した教育の効果測定はしているのか伺う。	ICTを活用した教育の効果について市として分析はしていないが、令和7年度全国学力・学習状況調査の結果のまとめでは、児童生徒がICT機器を使用する頻度と各教科の正答率等との間に一定の関係が見られることが示されている。 ICTを活用した教育の効果を高めるために、教育委員会では研修会等を実施し、教員のICT活用指導力の向上に努めている。 教員の指導力を向上させることで、児童生徒が情報活用能力等を身につけ、学習の手段の一つとしてICTを適切に活用していけるよう今後も支援していく。
		教育長	デジタル教材等と紙の教材等の活用のバランスについて、明確な基準はあるのか伺う。	デジタル教材等と紙の教材等をどのような割合で活用するかについて、明確な基準はない。 デジタルにも紙にも、それぞれの良さがあり、教育活動の目的や児童生徒の発達段階等に応じて適切に活用していくことが重要であると考えている。
	市立小中学校の給食について	教育長	給食用食材である調味料の基準や加工食品の使用頻度について伺う。	給食に使用する食材は、加工食品等も含め、食品衛生法等食品関連法により、安全性が確認された食材を使用している。 選定にあたっては、添加物や遺伝子組み換え食品の把握を行っており、合成着色料、合成保存料、合成甘味料、遺伝子組み換え作物を含むものは採用しないこととしている。 おかずは手作りを基本としており、加工食品等の使用は、献立によって変化するため、使用頻度は把握していない。
		教育長	ミネラルを積極的に補う取組として栄養学的視点の導入や改善の可能性について、本市の考えを伺う。	学校給食摂取基準では、家庭では摂取しづらい栄養素のマグネシウムや鉄、ビタミン、食物繊維は、1日に必要な量の4割以上摂取ができるよう基準が定められている。 各調理場の栄養士が献立作成を行う上で、ミネラルを多く含む魚介類や藻類、ごまや栗などの種実類、野菜類等を組み合わせ、各栄養素をバランスよく摂取でき、過不足がないよう工夫している。 生涯にわたり健康な生活を送るために不可欠な栄養バランスの取れた食事として、家庭における日常の食生活や将来の食事作りの見本となるよう、配慮することが重要であると認識している。
		教育長	給食の量が不足していると感じるが、どのように考えているのか伺う。	学校給食は、国の「学校給食摂取基準」において、1日に必要な栄養素等の約3分の1を摂ること、また、家庭では摂取しにくいカルシウムについては、必要な量の2分の1を摂るよう定められている。 この基準に基づき栄養素を過不足なく摂取できるように、各学校の実態に応じて栄養士が献立を作成しており、学年に応じた適正な栄養量で、適正な量が提供できていると考えている。
		教育長	給食を食べる時間の確保について、市教育委員会としてどのように考えているのか伺う。	喫食時間を適切に確保することは、食育の観点から大変重要なことである。 食べる速さには個人差があり、喫食時間が短いと感じる児童生徒がいることや、献立によって配膳時間が異なることなどから、喫食時間が変わることはあると認識している。 今後も、児童生徒の発達段階や個人差等を考慮し、柔軟に時間を設定するなど、状況に応じて各校で適切な喫食時間の確保等に努めていく。
	公益財団法人神奈川県学校給食会との連携について	教育長	神奈川県学校給食会の具体的な仕組みと市との関わり方について伺う。	神奈川県学校給食会は、給食用物資を県内の給食実施校に供給する機関として、昭和24年に県教育委員会の認可を受けて設立された。 米、パン、その他物資の安定供給及び安全の確保に関する事業に加え、学校給食関係者の資質向上等を図るための各種研修会等や、食の安全・安心に関する衛生管理等の普及奨励事業の「公益事業」を積極的に推進している。 本市との関係は、主に主食や牛乳の供給を担っている。
		教育長	神奈川県学校給食会から提供される食材等の価格や産地、品質の情報共有及びその課題について伺う。	価格は、価格表が提示され、本市で選定している一般物資と比較しても、差はない。 産地や品質は、県給食会のホームページにおいて規格書等で詳細を確認することができる。 また、市独自で選定している事業者から納品される物資の使用割合が多いため、食材選択の自主性に制限等はないと考えている。 しかし、主食と牛乳については、市内で安定的に供給できる事業者はなく、本市独自で物資を確保することは難しいため、県学校給食会から供給を受けている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
加藤 仁司 議員	学校施設管理包括委託の可能性について	教育長	学校施設の地域利用の状況について伺う。	学校施設のうち、体育館及び夜間照明の設置された校庭についてはスポーツ開放として、一部の特別教室等は社会教育開放や地域活動の場として、登録をした団体が利用することができる。この他の施設利用や短期間の利用等については、小田原市立学校条例に基づき、学校長の意見を聴いた上で、教育委員会が許可している。
	学校施設管理包括委託の可能性について	教育長	平成15年12月の中央教育審議会による中間報告以降、学校施設管理包括委託に関する国の動きと本市の対応について伺う。	平成15年12月、中央教育審議会から「今後の学校の管理運営の在り方について」の中間報告が示されており、この中で公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方について言及されている。その後、本件についての最終的な答申は示されていないが、令和4年3月に、「文教施設分野における包括的民間委託導入に向けた手引き」が公表されている。本市では、効率的な施設管理の観点から、学校施設の保守点検等に係る業務について、公共施設包括管理業務に移行している。
北森 明日香 議員	本市の考える無償化の在り方について	市長	本市としての学校給食無償化の達成目標について伺う。	学校給食の無償化については、国主導による小学校給食の無償化が始まろうとしており、具体的な制度設計に向けた本格的な協議が進められているが、その仕組みによっては自治体に新たな負担が生じることが想定される。無償化には、毎年多額の財源が必要になるため、本市の段階的無償化の対象や時期など具体的な制度設計については、市の財政状況や施策の優先順位、国の無償化に伴う市の負担や国の支援措置等を勘案しながら進めていくことになる。
		教育長	食物アレルギーや長期の欠席等により学校給食を完全には喫食できない児童生徒や市立学校に就学していない本市の児童生徒の人数について伺う。	給食の喫食を停止した児童生徒は、令和6年度末の時点で、小学校で60人、中学校で106人である。食物アレルギー対応に係る令和6年度の実績は、飲用牛乳の中止が小学校で30人、中学校で18人、除去食対応が小学校で14人、一部弁当持参が小学校で102人、中学校で25人、毎日の弁当持参が小学校で11人、中学校で11人である。市立学校以外への就学は、令和7年12月上旬の時点で、小学校で120人、中学校で400人である。
		教育長	市立学校の給食を喫食していない児童生徒への学校給食費相当額の給付について、本市の無償化における位置づけを伺う。	市立学校の給食を喫食していない児童生徒に係る学校給食費相当額の給付については、現時点で、教育施策としての実施は考えていない。
		教育長	給食費無償化の代償として給食の内容が悪化するとの懸念が一部保護者の間に根強いが、地産地消の推進と米食や品数に関して、現在の状況と目標について伺う。	学校給食における地場産物の重量比ベースの使用率は、令和6年度の実績で、県内産が28.1%で、うち市内産が16.9%であった。現在の米飯の提供回数は週3回で、委託炊飯を基本として提供しているため、直ちに提供回数を増やすことは難しい状況もある。おかずは加熱調理した2品を基本とし、月2回は3品を提供しており、令和6年度と比較し3品献立の提供回数を増やしている。給食を無償化した場合においても、積極的な地場産物の活用や3品献立を提供し、引き続き献立の充実に取り組んでいく。
	段階的無償化の実現について	市長	国の無償化とは別に、本市の段階的無償化をどのような段階を経て実現していくのかについて伺う。	国において小学校における無償化の議論が継続されており、その趣旨や目的、制度設計や工程などが未だ明らかにされていない状況である。小学校に対する国の方針等が示されれば、できる限り早急に、市として小学校における無償化の具体的な枠組みをお示しすることになるが、これと並行して、市独自の施策として市立中学校における段階的無償化にも舵を切っていく。
清水 隆男 議員	スクールロイヤーの導入について	教育長	スクールロイヤー導入の必要性について伺う。	現在、法的な対応が必要と考えられる場合は、市の顧問弁護士や県のスクールロイヤーに相談できる体制があるため、教育委員会として独自にスクールロイヤーを導入することは考えていない。しかしながら、教育現場で日々発生する諸問題について相談し、法的見地から助言、指導を受けることで、初期段階において適切かつ迅速に処理し、教育行政の円滑な運営と、教職員の負担軽減、児童生徒の更なる権利擁護を図るために、教育行政に専門的知見を有する法曹に、適時的確なアドバイスをしていただけの仕組みについては、必要であると考えている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
清水 隆男 議員	インクルーシブ教育の推進について	教育長	交流及び共同学習の目的や実施形態、教育的効果について伺う。	交流及び共同学習の目的は、それぞれに子ども同士が相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的にする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的にする「共同学習」の側面がある。 各学校では、児童生徒の実態に合わせて、日常の授業だけでなく、学校行事等においても、特別支援学級在籍児童生徒と通常の学級在籍児童生徒が、同じ場で学べるよう学習形態を工夫している。 交流及び共同学習は、人々の多様な在り方を理解し、共に支え合う意識を高め、関わる力や社会力の育成へとつながると考えている。
	小中学校の年間授業時数について	教育長	標準授業時数の捉えと、小中学校の年間授業時数の現状について伺う。	標準授業時数は、学校教育法施行規則で定められており、その時数を下回って教育課程を編成することは適当ではないと学習指導要領に示されており、市もその捉えに準じている。 令和6年度に実際に実施した授業時間数は、主に小学校の国語や算数で、計画よりも多い学校があり、中学校では計画通りに実施した学校が多かった。

※一般質問(文化部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
武松忠議員	小田原城南曲輪の現状について	市長	「史跡小田原城跡保存活用計画」において、南曲輪の位置づけはどのようになっているのか。	南曲輪は、本丸の南側に位置し、江戸時代末期に描かれた小田原城絵図「文久図」によれば、北側の本丸と南側の三の丸とは水堀で区画され、東側の二の丸と西側の小峰曲輪とは門で区画されていた。 また、南側の水堀に面した東西の角には二重櫓が建てられていた。 令和3年に策定した「史跡小田原城跡保存活用計画」では、曲輪、南曲輪、南堀・石垣、東西の二重櫓を、南曲輪の本質的価値を構成する諸要素とし、取り扱い方針において「櫓の復元整備は、石垣の取り扱いを含め関係者と調整の上、将来的に検討する方向性とする。」と位置づけている。
		市長	江戸期から現在にかけての、南曲輪の整備と改修について伺う。	南曲輪は、1632年(寛永9)の頃は、鷹部屋曲輪と称していたが、1697年(元禄10)に南曲輪に改称された。 東西二つの櫓の内、西櫓は1640年代に二重櫓として建てられ、東櫓は1670年代に平櫓として建てられたとみられるが、1703年(元禄16)の元禄大地震により倒壊し、その後、改めて東西共に二重櫓として再建されたと考えられる。 二重櫓は1870年(明治3)の廃城に際し解体され、南曲輪は1923年(大正12)の関東大震災により石垣の一部が崩落し、1938年(昭和13)に積み直されている。
		市長	南曲輪の石垣の歴史的な評価について伺う。	南曲輪の石垣は、残念ながら関東大震災により一部が崩落し1938年(昭和13)に積みなおされたものであるが、江戸期に積まれた部分が残っている可能性が高いと考えている。 また、南曲輪における、過去の地震の被害による石垣の積みなおしも、小田原城の大切な歴史の一つであると認識している。
	小田原城南曲輪の古写真の評価と整備について	市長	南曲輪の古写真の歴史的評価について伺う。	幕末から明治初期にかけて、小田原城を被写体とした古写真が、いくつか知られているが、そのうち南曲輪については、二重櫓や、石垣を写したものが、武松議員からご紹介いただいたものも含め、5カットほど知られている。 小田原城を被写体とした古写真がそもそも少ないため、南曲輪の古写真は、当時の小田原城の姿を知る上で大変貴重であり、歴史的な価値が非常に高いと認識している。
		市長	南曲輪及び二重櫓の整備について伺う。	南曲輪及び二重櫓の整備を実施するためには、まずは「石垣カルテ」を作成し、「整備基本計画」の中で整備の方向性を示した上で、古写真、絵図、文献等の調査、最終的には遺構を確認するための発掘調査を行う必要があると考えている。 発掘調査を実施するためには、南曲輪に現在建っている旧市立図書館の建物の除却や郷土文化館の移転が必要となる。 古写真が存在していることから、南曲輪に二重櫓を復元できる可能性は高いと考えているが、解決すべき課題が数多くあることから、まずは、こうした課題を解決していきたい。
荒井信一議員	民俗芸能の保存・継承に向けた支援強化について	市長	市は民俗芸能を保存・継承することの意義をどう考え、どのような支援を行っているか伺う。	民俗芸能は、道祖神まつりや神社祭礼など四季折々の祭礼行事を彩る演劇、舞踏、音楽など郷土色豊かな芸能であり、その保存・継承を通じて、地域の絆が強まり、子どもや若者の郷土愛が育まれ、豊かな社会を形成する大きな原動力となっていると考えている。□ 市は、指定を受けた無形民俗文化財の継承団体に対し、管理奨励金や、備品類の修繕などに対する補助金を交付している。 また、無形民俗文化財を継承する団体で構成される「小田原民俗芸能保存協会」に対しては、市がその事務局を担うとともに、後継者育成発表会や後継者育成事業の実施に対する経費を助成している。
杉山三郎議員	小田原城址公園の全面芝生化について	市長	一般論として、国指定史跡における芝生化にあたっての手続きについて伺う。	史跡における芝生化は、史跡の表面表示方法の一つとして用いられることがあるが、まずは整備の根拠となる「整備基本計画」の中での位置付けが必要である。 さらに、各自治体に設置されている審議会、本市であれば「史跡小田原城跡調査・整備委員会」で審議し、文化庁や県教育委員会と協議したうえで、文化庁に現状変更許可申請を提出したのち、文化庁長官の許可を得ることとなる。
		市長	国指定史跡における芝生化の事例について伺う。	城跡での芝生化の事例としては、市内では史跡石垣山の二の丸、市外では杉山山城等での事例が挙げられる。 その他、城跡以外では、県内では、海老名市の史跡相模国分寺跡、相模原市の史跡勝坂遺跡、川崎市の史跡橋樹官衙遺跡群等の事例が挙げられる。
	小田原城の正面玄関である大手門の復元整備と景観形成について	市長	大手門周辺における国の史跡の指定状況について伺う。	大手門周辺で、国の史跡に指定されているのは、現在の鐘撞堂にあたる、大手門渡櫓門北側櫓台石垣のみである。

杉山 三郎 議員	小田原城の正面玄関である大手門の復元整備と景観形成について	市長	国の史跡に追加指定するための手順について伺う。	史跡の追加指定は、原則として史跡指定に値する遺構が新たに発見された場合等に、自治体からの意見具申に基づき、国が指定するものである。 自治体からの意見具申の手順としては、資料等の調査及び発掘調査を行った後、文化庁等と協議を行い、地権者の同意を得たうえで、文化庁に史跡追加指定意見具申書を提出する。 その後、国の文化審議会の答申を経て、官報に告示されることにより追加指定となる。
寺島 由美子 議員	公共施設やイベントでの障がいのある方への合理的配慮について	市長	障がいのある方も図書館を利用しやすいようにどんな配慮がされているのか伺う。	本市の図書館では、身体の障がいなどにより来館が困難な方に対し、無料で図書や視聴覚資料を郵送するサービスをご利用いただいている。 館内では聴覚障がいのある方のための筆談ボードや視覚障がいのある方のための拡大読書器を常備しているとともに、大型の活字によるいわゆる大活字本のコーナーを設置しているほか、ご希望に応じて対面朗読サービスを提供するなど、障がいの種別に応じた様々な合理的配慮に努めている。 また、令和4年10月に電子図書館を開始し、音声読み上げに対応するなど、更なる情報アクセス手段の拡大に取り組んでおり、今後とも広く市民の皆さまにこれらの図書館サービスのご利用を呼び掛けてまいりたい。
北森 明日香 議員	小田原交通安全協会の建物等の寄附採納について	市長	保管予定の美術品・文化財が保管されている既存施設の除却の用途は。	公共施設再編基本計画において令和8年度に除却予定となっている旧市立図書館の建物は、文化政策課が管理している絵画や埋蔵文化財調査による出土品等が保管されており、現段階では除却の用途がたっていない。 一方、美術資料や文化財を保管する十分なスペースが確保されていない状況は、本市における長年の懸案となっていることから、小田原交通安全協会の建物へは、郷土文化館が所蔵する美術資料及び文化政策課が管理している絵画等の移動を検討している。

議案第 1 号

小田原市の教職員の働き方改革に関する指針の改定（小田原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定）について

小田原市の教職員の働き方改革に関する指針の改定（小田原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定）について、議決を求める。

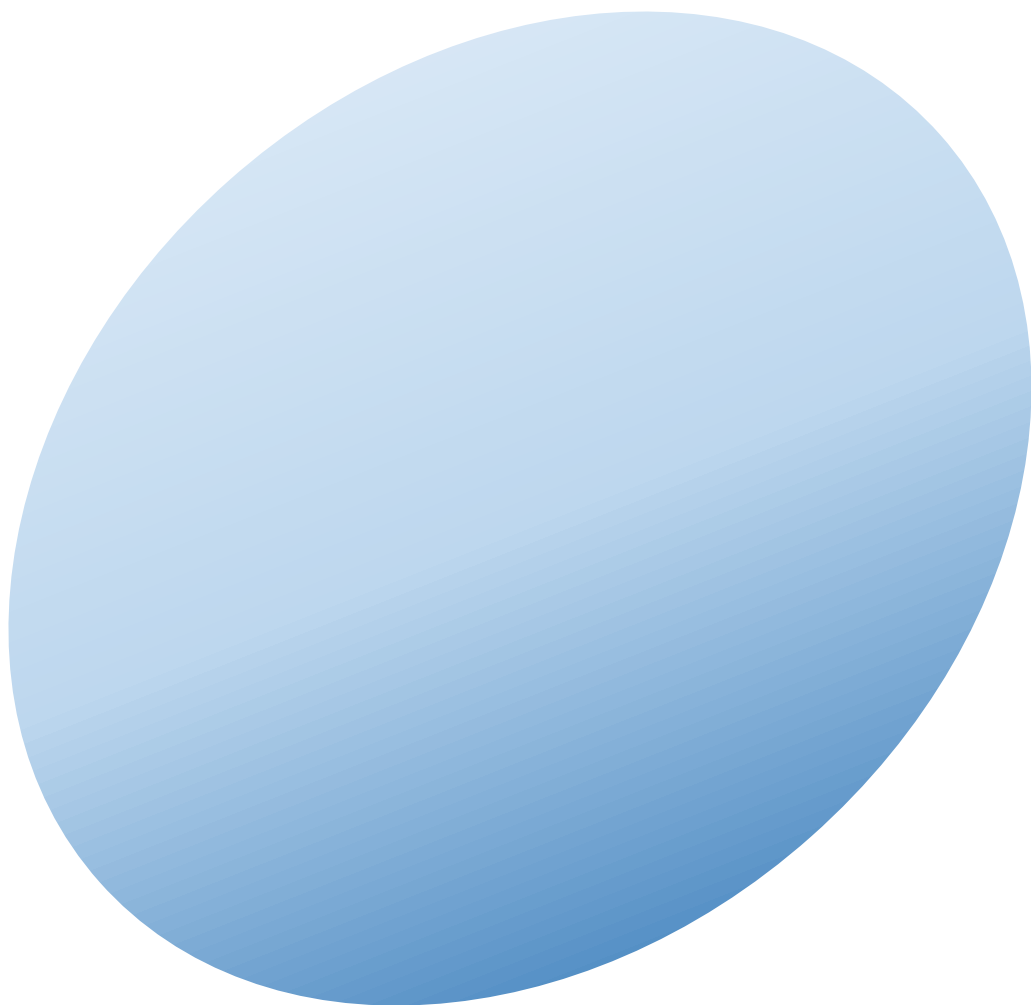
令和 8 年 1 月 2 8 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市の教職員の働き方改革に関する指針（案）

（小田原市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画）



令和 8 年 3 月改定
小田原市教育委員会

目次

I	改定の経緯	1
II	指針の性格	2
III	小田原市の教職員の働き方改革の目標	2
IV	各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組	3
	(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	3
	(2) 個別業務の役割分担及び適正化について	5
	(3) 勤務時間について	5
	(4) 教職員の意識改革について	6
	(5) 学校を支える人員体制について	6
	(6) 定数改善について	6
	(7) 労働安全衛生管理について	6
	(8) その他（施設・環境等）について	7
V	関連する取組、今後の実施状況の把握について	7
VI	働き方改革加速化宣言	8



I 改定の経緯

小田原市教育委員会は、令和2年に、「持続可能な学校運営と小田原市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う」ことを目的に、「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」を策定しました。

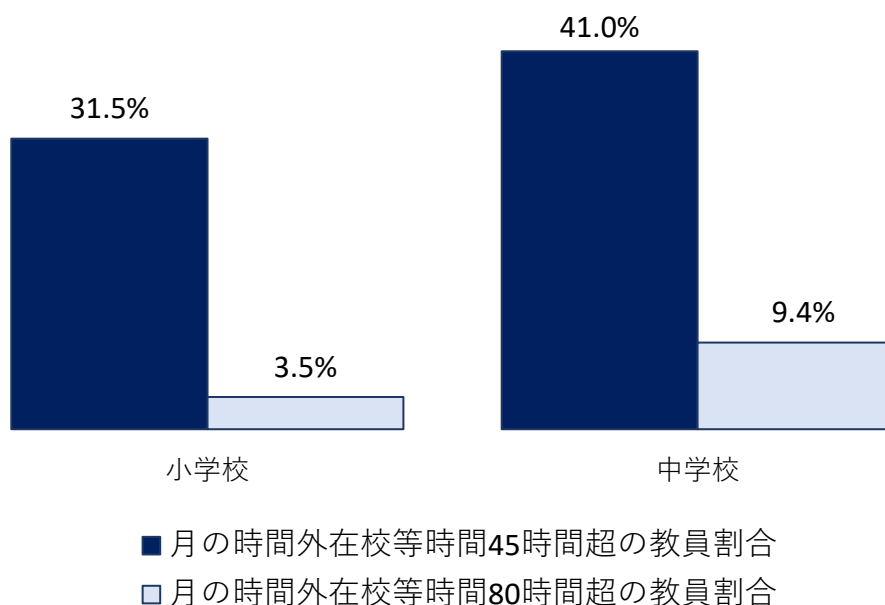
その中で、

- ①時間外勤務の上限の設定（月 45 時間 年 360 時間上限）
- ②年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定
（年次休暇 15 日以上 閉庁日 年 5 日）
- ③「小田原市立中学校に係る部活動の方針」の遵守
（部活動休養日を週あたり 2 日以上等）

の目標を掲げ、教員をサポートする外部人材の活用など、働き方改革の取組を進めてきました。

その結果、②、③の目標については概ね達成しましたが、①については一定の改善はみられるものの、依然として、月 45 時間を超える時間外勤務を行っている教員が多い実態があります。

令和 6 年度 時間外在校等時間の状況



また、令和7年3月には県の働き方改革に関する指針が改定され、併せて、「神奈川の教員の働き方改革加速化宣言」が出されました。そこで、小田原市教育委員会と県教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるため、「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」を改定し、子どもたちへのより良い教育を実現していきます。

Ⅱ 指針の性格

- 本指針は、教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示したものです。
- 小田原市教育委員会は、本指針に基づき、市内小・中学校教職員における働き方改革を着実に推進します。
- 本指針の対象期間は、令和12年までの概ね5年とします。ただし、目標は令和11年までに達成することを目指します。
- 本指針は、国や県における新たな動きや、各校の実情、および目標の達成状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととします。
- 本指針を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」とし、計画に位置付けた取組を着実に実施していきます。

Ⅲ 小田原市の教職員の働き方改革の目標

教員の「長時間勤務の是正」とともに「ウェルビーイング※の向上」を図るため、次のとおり県・市町村教育委員会共通の目標を設定します。

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

【目標】

時間外在校等時間	月45時間超の教員の割合	0%
	年360時間超の教員の割合	0%

ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

【目標】

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

※ ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良い状態にあることをいいます。

Ⅳ 各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組

市教育委員会は、この指針の目的と目標を達成するために、以下の取組を進めます。

なお、予算を伴う取組については、各年度の予算編成において、それぞれの取組について調整を図っていきます。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

（ア）登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

○登下校時の見守りについては、教員以外の人材等の活用も検討します。

（イ）放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

○放課後から夜間等における校外の見回り及び児童生徒が補導された時の対応について、学校による対応は原則行わないこととします。

（ウ）学校徴収金の徴収・管理

○給食費の公会計化は既に実施していますが、引き続き、学校徴収金の徴収・管理に係る教職員の負担軽減を図っていきます。

（エ）地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

○地域と組織的な連携・協働体制が図れる学校運営協議会を全校に設置しています（コミュニティ・スクール）。地域と協働して学校運営を図れるよう、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進めていきます。

（オ）保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

○各校に自動音声応答機能付き電話機（システム電話）を設置し、夜間や週休日等の電話に対応しない環境の形成に努めます。

○いじめなどの重要案件の法律相談について、市の顧問弁護士や県教育委員会のスクールロイヤーを活用し、学校からの相談に対応できるように努めます。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

（ア）調査・統計等への回答

○引き続き、各校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行うとともに、国や県の調査に対しても負担軽減について働きかけます。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- 広報資料の作成に当たってのポイントをもとめた資料やテンプレート等の活用を通じて負担軽減を図るほか、ホームページの管理・運営の支援に教員以外の人材等の活用を進めます。

(ウ) ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ICTに係る技術や知識の有無に関わらず日常的に機器や設備を保守・管理できるよう、専用のヘルプデスクによる支援を行うほか、システム改修等による負担軽減を検討していきます。

(エ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- 外部委託を含めた教員以外の人材の活用を進めます。

(オ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- 児童生徒の休み時間における安全への配慮について、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、教員以外の人材の支援を得られるよう努めます。

(カ) 校内清掃

- 教員は児童生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、教員以外の人材等の活用を検討します。

(キ) 部活動

- 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動において、年間指導計画を作成するとともに、授業日及び休業日それぞれ年間の休養日の取得を徹底し、計画的な活動を促進します。
- 中学校の部活動については、地域展開に向けて地域指導者の派遣を充実させるとともに、部活動指導員の活用を図ります。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応

- 給食の準備・片づけについて、外部人材の活用を検討します。

(イ) 授業準備

- ICTの活用、教材の共有等を進めるとともに、ICT支援員による技術支援や業務アシスタントの活用による負担軽減を進めます。
- 学習プリントの印刷等を行うスクール・サポート・スタッフの配置・拡充について、引き続き国及び県に要望します。

(ウ) 学習評価や成績処理

- 指導と評価の計画の活用や、教材及び定期試験問題の共通化を進めるほか、効率的に学習評価や成績処理をするため、採点システムの活用などを検討します。
- 校務支援システムの導入により、児童・生徒情報の入力効率化を図ります。また、情報の入力に当たっては、教員以外の人材によるデータ入力について検討します。

(エ) 学校行事の準備・運営

- 小田原市が実施する行事等の精選を図ります。併せて、各校における行事等の精査を促進し、各校で実施した取組については共有し、各校における改善に生かします。

(オ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- 「おだわら子ども若者教育支援センター（はーもにー）」を中心に、教育と福祉が連携し、児童生徒の状況やライフステージ等に応じた切れ目のない相談・支援体制を構築することで、個に応じた支援環境のより一層の充実を図ります。

(2) 個別業務の役割分担及び適正化について

- 市教育委員会が主催する研修会のうち、同じ目的の研修会を複数回開催する場合、全学年1クラス規模の学校は、いずれかの研修会へ参加すればよいこととしています。また、教職員の出張の負担を軽減するため、積極的にリモートでの会議・研修を取り入れます。
- 事務職員の組織化による学校事務の機能強化を図るとともに、事務職員の担っている事務量等を勘案しつつ、事務職員の役割や教員の担う事務の在り方等について検討を進めていきます。

(3) 勤務時間について

- 教職員の勤務時間について、在校等時間管理システムにより、客観的な把握を行います。
- 夏季休暇の完全取得、年次休暇の取得を促進します。
- 長期休業期間中に、5日間の学校閉庁日を実施します。
- 1年単位の変形労働時間制について、県教育委員会の検討や本市での業務縮減の進捗状況を踏まえながら、慎重かつ柔軟に対応します。

(4) 教職員の意識改革について

- 各校の重点目標や経営方針について、必要に応じて学校に指導・助言を行います。また、各学校の学校運営協議会において学校運営の基本方針を検討する際には、教職員の働き方改革の視点を盛り込むよう働きかけます。
- 研修会において、タイムマネジメントに係る内容や外部資源の活用による業務の効率化について取り上げ、研修の充実を図ります。また、教頭研修会では、働き方改革についての内容を適宜取り上げます。

(5) 学校を支える人員体制について

- 学力向上支援事業として、中学校に配置する教科非常勤講師、小学校に配置する少人数指導スタッフの充実を図ります。
- 小学校においては、外国語及び外国語活動の時間等における体験活動を通して、児童が外国語や外国の文化に慣れ親しむことを目的とし、中学校においては、実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力等を高めることを目的として、各校に外国語指導助手（ALT）を配置します。また、県費英語専科の配置のない小学校については、市で英語専科非常勤講師を配置し、学年段階に応じた国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。
- 豊かな心を育む場としての学校図書館が充実するよう、各校に学校司書を配置します。
- 各校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな教育的ニーズのある児童生徒に対して適切な支援を行うため、教員の補助者として、小中学校に個別支援員を配置します。
- 中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸問題を改善するために、生徒指導員を配置します。
- 「チームとしての学校」に向け、外部人材を有効に活用します。

(6) 定数改善について

- 教育の質の向上を目指すため、教職員定数の改善並びに定数規定外のティーム・ティーチングや少人数指導、小学校英語専科、小学校高学年専科等の配置について、引き続き国及び県に要望します。

(7) 労働安全衛生管理について

- 各校の労働安全衛生管理体制の充実のために、小田原市立学校教職員衛生委員会を開催します。教職員の労働安全衛生環境について協議し、その結果を各校の各教職員に通知するとともに、各校の好事例を展開していきます。

- 教職員の健康管理等を行う産業医を選任します。産業医は、小田原市立学校教職員衛生委員会の助言や超過勤務調査の該当者等への面接を行い、教職員の健康管理や職場環境の改善を図ります。校長会で産業医の活用方法を周知し、産業医と管理職の連携を推進します。
- 全教職員を対象にメンタルヘルスチェックを実施します。ストレスチェックの結果及び分析は各校管理職に通知し、必要に応じて産業医面接等の受診を促します。
- 公立学校共済組合において実施している電話や Web による無料相談窓口等について、教職員が積極的に活用するよう様々な機会を通じて周知します。

(8) その他（施設・環境等）について

- 様々な校務について、これまで以上に迅速かつ効率的に処理し、校務にかかる教職員の負担を軽減するために一人1台の校務用パソコンを配置しており、さらなる情報基盤の整備に努めます。
- 全校で導入している既存のサーバや校務用パソコン、学習用端末を適切に運用し、ICTの積極的な活用を推進します。また、老朽化した機器の計画的な入替を実施し、時代や現場のニーズに合ったネットワークを構築します。
- 保護者への連絡について、連絡配信システム（さくら連絡網）を積極的に活用し、業務改善・作業負荷の軽減を図ります。
- 「カリキュラム・マネジメント」推進の観点から教育課程の運用を見直すなど、効果的、効率的な業務計画の作成を促進し、業務の適正化を図ります。

V 関連する取組、今後の実施状況の把握について

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、小田原市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 長時間勤務の是正にかかる目標の達成状況については、本市で導入している在校等時間管理システムで把握し、ウェルビーイングの向上にかかる目標の達成状況については、県が実施する意識調査の結果から把握します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、適切な人員配置や施設管理を行うなど、教育委員会からの支援を強化します。

令和 7 年 3 月、県教育委員会と小田原市教育委員会は、共同で働き方改革の加速化を宣言しました。

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言

県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、これまでも教員の働き方改革に取り組んできましたが、学校では依然として、長時間勤務の教員が多く、その是正が大きな課題となっています。

子どもたちにより良い教育を提供するためには、教員の業務負担を軽減するとともに、教員のウェルビーイングを向上させる必要があります。

そこで、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと一体となって、働き方改革の取組を加速化させていくことを、ここに宣言します。

令和 7 年 3 月 28 日

神奈川県教育委員会
小田原市教育委員会

議案第 2 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 8 年 1 月 2 8 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和 30 年小田原市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「新入学予定児（者）名簿」を「小学校（中学校）就学予定者一覧」に改める。

第 10 条第 2 項中「様式第 8 号）を」の次に「当該市町村の教育委員会に対して」を加え、「を就学させるべき市立の」を「の保護者及び当該承諾に係る」に改め、「当該児童生徒等の氏名及び就学期間を」を削る。

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

学齢簿

支援措置対象			
宛 名 番 号		学 年（遅れ年数）	
児 童 生 徒 等	氏 名	生 年 月 日	
		性 別	
		国 籍	
	住 所		
保 護 者	氏 名	児 童 生 徒 等 と の 関 係	
		国 籍	
		連 絡 先	
	住 所		
就 学	小学校 学校名 学校区名 入学日		中学校 学校名 学校区名
	副籍校または通級校		
指定外・区域外	指定外 申請日 許可日 期間 事由		区域外 申請日 許可日 期間 設置者 事由
不就学	猶予 許可日 期間 復学日 事由		免除 許可日 期間 復学日 事由
その他	原級留置 許可日 期間 事由		督促 通知受理日 督促日 事由
異動履歴			

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

就学通知書

学校教育法施行令第5条の規定により、下記の通り入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒等			
氏 名			
生 年 月 日			
住 所			
保護者氏名			
入 学 校 名			
入 学 期 日			
入 学 式 日		開 始 時 間	
受 付 時 間			
備考			

次のいずれかに該当する場合は、教育指導課へご連絡ください。

- 1 事情により他市町村の学校に入学される場合又は国立・県立・私立の学校に入学される場合
- 2 記載事項等に誤りがある場合又はこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合

- 3 病気その他の理由により就学の猶予・免除を希望される場合
- 4 特別な理由で指定された学校を変更しようとする場合（条件あり、自由学区ではありません。）

様式第 3 号（第 7 条関係）その 1

小学校就学予定者一覧

番 号	児 童 氏 名	生 年 月 日 性 別	現 住 所	保 護 者 氏 名	児 童 と の 続 柄	児 童 国 籍 保 護 者 国 籍	備 考

様式第 3 号（第 7 条関係）その 2

中学校就学予定者一覧

番 号	生 徒 氏 名	生 年 月 日 性 別	現 住 所	保 護 者 氏 名	生 徒 と の 続 柄	生 徒 国 籍 保 護 者 国 籍	備 考

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

就学すべき学校の指定変更通知書

先に保護者から申請のあった理由を相当と認め、就学すべき学校の指定を次のとおり変更したので通知いたします。

児童生徒等氏名			
生 年 月 日			
現 住 所			
保 護 者 氏 名			
指 定 学 校		学 年	
希 望 就 学 校		学 年	
変 更 期 間			
申 請 理 由			
備考			

様式第 8 号及び様式第 9 号を次のように改める。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

様

小田原市教育委員会

区域外就学承諾書

下記の区域外就学の協議について（同意・不同意）いたします。

記

児童生徒等氏名			
生 年 月 日			
現 住 所 (住民登録地)			
() 住所			
保 護 者 氏 名			
指 定 学 校		学 年	
希 望 就 学 校		学 年	
希望変更期間			
申 請 理 由			

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

区域外就学通知書

区域外就学について保護者から願い出があり、その理由を相当と認め承諾したので
通知いたします。

児童生徒等氏名			
生 年 月 日			
現 住 所			
保 護 者 氏 名			
指 定 学 校		学 年	
希 望 就 学 校		学 年	
変 更 期 間			
申 請 理 由			
備考			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 2 月 2 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

国の定める標準仕様に準拠した就学管理システムへの移行に伴う所要の様式の整備を行うため改正する。

[内 容]

次の様式について、国の定める標準仕様に合わせる等のための所要の整備を行うこととする。（第7条、第10条、様式第1号～様式第3号、様式第5号、様式第8号及び様式第9号関係）

- (1) 学齢簿
- (2) 就学通知書
- (3) 新入学予定児（者）名簿
- (4) 就学すべき学校の指定変更通知書
- (5) 区域外就学承諾書
- (6) 区域外就学通知書

[適 用]

令和 8 年 2 月 2 4 日

学校教育法施行細則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）（抄）

改 正 後	改 正 前
第7条 児童生徒等（前2条に掲げる者以外の者を除く。次条において同じ。）を就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、<u>小学校（中学校）就学予定者一覧</u>（様式第3号）をもってする。 第10条 （略） 2 他の市町村に住所の存する児童生徒等の市立の小学校又は中学校への就学の承諾を与えたときは、区域外就学承諾書（様式第8号）を<u>当該市町村の教育委員会に対して</u>交付するとともに、当該児童生徒等<u>の保護者及び当該承諾に係る</u>小学校又は中学校の校長に対し、区域外就学通知書（様式第9号）をもって通知する。	第7条 児童生徒等（前2条に掲げる者以外の者を除く。次条において同じ。）を就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、<u>新入学予定児（者）名簿</u>（様式第3号）をもってする。 第10条 （略） 2 他の市町村に住所の存する児童生徒等の市立の小学校又は中学校への就学の承諾を与えたときは、区域外就学承諾書（様式第8号）を交付するとともに、当該児童生徒等<u>を就学させるべき市立の</u>小学校又は中学校の校長に対し、<u>当該児童生徒等の氏名及び就学期間を</u>区域外就学通知書（様式第9号）をもって通知する。

改 正 後

様式第 1 号 (第 4 条関係)

学 齢 簿

支援措置対象			
宛 名	番 号	学 年 (遅 れ 年 数)	
児 童 生 徒 等	氏 名	生 年 月 日	
		性 別	
		国 籍	
	住 所		
保 護 者	氏 名	児 童 生 徒 等 と の 関 係	
		国 籍	
		連 絡 先	
	住 所		
就 学	小学校 学校名 学校区名 入学日		中学校 学校名 学校区名
	副籍校または通級校		
指 定 外 ・ 区 域 外	指定外 申請日 許可日 期間 事由		区域外 申請日 許可日 期間 設置者 事由
不 就 学	猶予 許可日 期間 復学日 事由		免除 許可日 期間 復学日 事由
そ の 他	原級留置 許可日 期間 事由		督促 通知受理日 督促日 事由
異 動 履 歴			

改 正 前

様式第 1 号 (第 4 条関係)

		学 齢 簿		個人番号		
学 齢 児童 生徒	フリガナ			性 別	生年月日	
	氏 名					
	住 所					
保 護 者	フリガナ			学齢児童生徒との関係		
	氏 名					
	住 所					
就 学	小 学 校	学 校 名		異 動 事 項		
		入学年月日				
		転入年月日				
		転退年月日				
		卒業年月日				
	中 学 校	学 校 名		異 動 事 項		
		入学年月日				
		転入年月日				
		転退年月日				
		卒業年月日				
	指定外就学許可期間		から まで	事 由		
	区域外就学許可期間		から まで	事 由		
	不 就 学	猶 予	許可年月日			
			事 由			
期 間			から まで			
免 除		許可年月日				
		事 由				
備 考						

改 正 後

様式第2号（第5条関係）

番 号

年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

就学通知書

学校教育法施行令第5条の規定により、下記の通り入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒等			
氏 名			
生 年 月 日			
住 所			
保護者氏名			
入 学 校 名			
入 学 期 日			
入 学 式 日		開 始 時 間	
受 付 時 間			
備考			

次のいずれかに該当する場合は、教育指導課へご連絡ください。

- 1 事情により他市町村の学校に入学される場合又は国立・県立・私立の学校に入学される場合
- 2 記載事項等に誤りがある場合又はこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
- 3 病気その他の理由により就学の猶予・免除を希望される場合

- 4 特別な理由で指定された学校を変更しようとする場合（条件あり、自由学区では
ありません。

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

就学通知書

児童（生徒）氏名

年 月 日生

1 入 学 期 日 年 月 日

2 入学すべき学校 小田原市立

上記のお子さまを記載のとおり就学させてください。

就学についての注意事項を記載すること。

改 正 後

様式第3号（第7条関係）その1

小学校就学予定者一覧

番号	児 童 氏 名	生年月日 性 別	現 住 所	保 護 者 氏 名	児 童 と の 続 柄	児 童 国 籍 保 護 者 国 籍	備 考

様式第3号（第7条関係）その2

中学校就学予定者一覧

番号	生 徒 氏 名	生年月日 性 別	現 住 所	保 護 者 氏 名	生 徒 と の 続 柄	生 徒 国 籍 保 護 者 国 籍	備 考

改 正 前

様式第3号（第7条関係）その1

新入学予定児名簿

[illegible]

様式第 3 号（第 7 条関係）その 2

新入学予定者名簿

[illegible]

改 正 後

様式第5号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

就学すべき学校の指定変更通知書

先に保護者から申請のあった理由を相当と認め、就学すべき学校の指定を次のとおり変更したので通知いたします。

児童生徒等氏名			
生 年 月 日			
現 住 所			
保 護 者 氏 名			
指 定 学 校		学 年	
希 望 就 学 校		学 年	
変 更 期 間			
申 請 理 由			
備考			

改 正 前

様式第5号（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

就学すべき学校の指定変更通知書

先に保護者から申請のあった理由を相当と認め、就学すべき学校の指定を次のとおり変更したので通知します。

児童生徒等	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
保 護 者	住 所			
	氏 名		児童生徒等との関係	
従前に指定した学校			学 年	
新たに指定する学校			学 年	
通 学 す る 期 間				
変 更 す る 理 由				
備 考				

改 正 後

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

様

小田原市教育委員会

区域外就学承諾書

下記の区域外就学の協議について（同意・不同意）いたします。

記

児童生徒等氏名			
生 年 月 日			
現 住 所 (住民登録地)			
() 住所			
保 護 者 氏 名			
指 定 学 校		学 年	
希 望 就 学 校		学 年	
希望変更期間			
申 請 理 由			

様式第8号（第10条関係）

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

区域外就学承諾書

次のとおり区域外就学を承諾します。なお、その理由が消滅したとき又はその承諾基準に該当しなくなったときは、教育委員会の指示に従ってください。

児童生徒等	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
保 護 者	住 所			
	氏 名		児童生徒等との関係	
指 定 を 受 け た 学 校 又 は 現 在 籍 校				
区域外就学をする学校			学 年	
区域外就学をする期間				
区域外就学を承諾する 理 由				
備 考				

改 正 後

様式第 9 号 (第10条関係)

第 号

年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

区域外就学通知書

区域外就学について保護者から願い出があり、その理由を相当と認め承諾したので
通知いたします。

児童生徒等氏名			
生 年 月 日			
現 住 所			
保 護 者 氏 名			
指 定 学 校		学 年	
希 望 就 学 校		学 年	
変 更 期 間			
申 請 理 由			
備 考			

改 正 前

様式第9号（第10条関係）

番 号
年 月 日

小田原市立（小）（中）学校長 様

小田原市教育委員会 図

区域外就学通知書

次のとおり区域外就学について保護者から願い出があり、その理由を相当と認め、承諾したので通知します。

児童生徒等	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
保 護 者	住 所			
	氏 名		児童生徒等との関係	
区域外就学をする学校			学 年	
区域外就学をする期間				
区域外就学を承諾する理由				
備 考				